

令和3年10月4日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和3年10月～12月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。
令和3年10月中旬～12月までの開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

今後の講習会等予定

10月13日（水）～14日（木）
動力プレス金型交換等特別教育

10月15日（金）
粉じん作業特別教育

10月18日（月）
労務管理講習会（基礎編）

←← 今年度新規講習会です。
詳しくはHPでご確認ください



10月19日（火）～20日（水）
有機溶剤作業主任者技能講習

10月28日（木）
KYTリーダー養成研修

11月8日（月）～10日（水）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
早めに満員になります。お早めの申し込みをお勧めします

11月16日（火）
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修
（中災防出張研修）



11月18日（木）
研削といし交換特別教育

11月24日（水）～25日（木）
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（一般）
会場を変更し、受講定員を増やしましたが、HPアップ後、すぐに定員に達することが想定されます。常にHPを確認し、お早めの申し込みをお勧めします

12月9日（木）～10日（金）

職長等教育

12月13日（月）～14日（火）

有機溶剤作業主任者技能講習

12月16日（木）～17日（金）

安全管理者選任時研修



令和3年11月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は10月5日（火）の予定です。

※ 11/2（火）に安全衛生相談会を開催します。
HPでご確認の上、積極的にご参加ください（事前予約制）



アーク溶接（溶接ヒューム）が「特定化学物質」に該当！！

法改正によりアーク溶接のヒュームが、特定化学物質に該当することになりました。これにより、工場内、現場にてアーク溶接を行う場合には、一定の管理が求められるとともに、令和4年4月から、作業主任者の選任が必要になりました。

製造業のみならず、各種メンテナンス等でアーク溶接を行う場合は、特化則に基づく管理が必要になってきます。

建設現場で請負業者がアーク溶接作業を行う場合において、作業主任者の選任が必要になります。この場合、元請け現場代理人等が作業主任者に選任されたとしても、実質的に作業主任者の職務が行えないため、実際に作業をする請負業者の中から作業主任者を選任しなければ法律の要件を備えることにはなりません。（作業方法の決定・指揮、保護具の使用状況の監視等が作業主任者の職務であり、元請けの者ではその職務が行えない。）

実際に溶接業務を行う請負業者において、資格者を養成が必要になります。法律への対応、作業者の健康確保のため、早期に取り組みましょう。

現在、**申込書をアップした2-3日後には、締め切らざるを得ない状況にあります。**当会へ申込みを行う場合には、早期対応をお勧めします。

なお、山梨県建設業協会・建災防山梨県支部、山梨県鉄構溶接協会ではそれぞれの会員向けに講習会を開催しています。会員事業場にあっては、所属団体での講習会を受講されるようお願いいたします。

受講の可否、申込み方法等についてそれぞれの団体にお問い合わせ下さい。なお、年度内の実施予定は以下のとおりです。

建設業関係

10月11日～12日（会員（県内全域））
11月4日～5日（峡北地区）
11月11日～12日（塩山・笛吹地区）
12月1日～2日（建設業一般）
2月2日～3日（会員（県内全域））
3月10日～11日（建設業一般）

溶接協会関係

1月24日～25日